平成２１年（フ）第４２４９号
札幌市白石区栄通２丁目１番29号　ピュアハウス101号
債務者　下田　正彦
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２号
札幌市中央区南２条東２丁目３番地　創成グランドハイツ617号
債務者　青山　史弥
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番12―306号
債務者　岩崎　　勝
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番12―306号
債務者　岩崎　昭子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９号
札幌市中央区北11条西14丁目１番20―704号
債務者　沼　　徹
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６号
札幌市南区南沢４条４丁目14番７号
債務者　上野　里香
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０号
札幌市中央区大通西17丁目２番地30　メゾンド・セピア405号
債務者　松本　幸久
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８号
札幌市北区新川４条９丁目２番21号　サンシャロンス202号
債務者　下田　信也
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９号
札幌市北区新川４条９丁目２番21号　サンシャロンス202号
債務者　下田志のぶ
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３１号
札幌市南区澄川５条３丁目８番36―205号
債務者　千葉　裕如
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６２号
札幌市北区屯田４条１丁目６番20号　左号
債務者　市川美由紀（旧姓大原）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６５号
札幌市豊平区平岸４条６丁目４番21号　ハイツ塩田１号
債務者　堀澤　洋朗
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７０号
北海道北広島市輝美町７番地１　A13―23
債務者　神谷　　昇
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８５号
札幌市手稲区稲穂３条２丁目６番38―401号
債務者　阿保　周一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０６号
札幌市手稲区富丘２条３丁目３番３号　グレースハイム富丘206号
債務者　落合　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６４号
札幌市東区北24条東18丁目４番30号　慈照ハイツ
債務者　高岡　ハツ
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８７号
札幌市手稲区富丘２条３丁目３番３号　グレースハイム富丘206号
債務者　落合　剛文
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部